全員最高決議機関ニシテ毎年一回
組合長之ヲ召集ス
但シ本部員会ニ於テ二以上ノ必要ト認メタル場合ハ臨時大会ヲ開催スルコトヲ得

第六条 大会代議員ノ任期ハ大会開催中トシ代議員数其ノ他ノ選出方法ハ本部員会ノ決定ニヨル

第七条 本部員会ハ本部員ヲ以テ組織シ大会ヨリ大会マデノ決議機関トシ組合長之ヲ召集ス
但シ専門部ヲ設ケ専門事項ニ付キ分割執行スルコトヲ得

第八条 本組合ノ決議方法ハ万場一致ヲ以テ原則トス
但シ多数決ニヨリ決議スルコトヲ得

第三章 役員

第九条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
一、組合長 一名

第十五条 総会費ノ三ヶ月以上ノ組合費ヲ滞ヘ
本部又ハ最寄支部ニ申込ムベシ
本組合ヨリ脱退セントスルモノハ理由ヲ明記シ組合員章及ビ組合徽章ヲ添ヘ所属支部又ハ本部ニ届出ヅベシ

第十六条 本組合ノ綱領規約ニ違反シ体面ヲ汚シタル者ハ本部員会ノ決議ヲ経テ除名スルコトアルベシ

第五章 附則

第十七条 本組合員ニ顧問及ビ相談役ヲ設ケルコトヲ得

第十八条 本組合支部ノ規約ハ愛知県下組合規約及ビ本規約ニ反セザル範囲ニ於テ定メ本部員会ノ承認ヲ経テ之ヲ定ム

第十九条 本規約ハ大会出席者三分ノ二以上ノ賛成アルニ非ザレバ変更スルコトヲ得ズ

以上

日本労働総聯盟 名古屋硝子工組合

一、所在地 名古屋市東区東芳野町七
一、創立 昭和六年一月廿九日
一、代表者 土屋一雄
一、団員数 三百五十九
一、役員 組合長 土屋一雄
主事 高橋實治
一、綱領 但シ総同盟労働組合綱領準拠
一、系統 国家社会党
一、支部

財團 協調會名古屋出張所